

公認会計士の登録をするための要件について

日本公認会計士協会
会員登録グループ

公認会計士の登録をするためには、以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 公認会計士試験に合格した者(全科目免除者を含む)であること
- (2) 業務補助又は実務従事の期間が通算して3年以上である者であること
※令和5年4月1日施行の公認会計士法改正に伴う経過措置に関しては、金融庁ウェブサイト内(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kouninkaikeisi/index.html>)の「実務経験（業務補助等）の期間の見直しに係るQ&A」からご確認ください。
- (3) 実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けた者であること

公認会計士開業登録申請を行う際、上記の要件を満たしていることを示す書類として以下の書類の写しが必要となります。

《平成18年からの公認会計士試験合格者の場合》

要件(1)

公認会計士試験
合格証書

(公認会計士・監査審査会が発行)

要件(2)

業務補助等の報告書
受理番号通知書

(業務補助等報告書を提出した
財務局が発行)

要件(3)

実務補習修了証書

(実務補習団体が発行)

【ご注意】

公認会計士協会が実施する修了考査に合格すると「修了考査合格証書」が発行されますが、公認会計士登録の要件を満たしていることを示す書類とはなりませんので、お間違えのないようお願いいたします。

《平成17年までの公認会計士試験合格者の場合》

公認会計士試験第三次試験の合格証書が、要件(1)～(3)を満たしていることを示します。

公認会計士試験第三次試験
合格証書

(公認会計士・監査審査会が発行)